開発・宅造申請手数料　一覧表

都市計画法２９条 開発許可	面　　積	１，０００㎡未満	１，０００㎡以上 ３，０００㎡未満	３，０００㎡以上 ６，０００㎡未満	６，０００㎡以上 １万㎡未満	１万㎡以上 ３万㎡未満	３万㎡以上 ６万㎡未満	６万㎡以上 １０万㎡未満	１０万㎡以上
	自己用住居	１０，０００円	２６,０００円	５１,０００円	１００,０００円	１５０,０００円	２１０,０００円	２６０，０００円	３６０，０００円
	自己用業務	１５，０００円	３６,０００円	７７,０００円	１４０,０００円	２４０,０００円	３２０,０００円	４００,０００円	５６０，０００円
	非自己用	１００，０００円	１５０,０００円	２３０,０００円	３１０,０００円	４６０,０００円	６００,０００円	７８０,０００円	1，０００，０００円

宅造法８条 宅造許可	面　　積	切　　土　　盛　　土　　の　　面　　積								
		５００㎡以内	５００㎡を超え １，０００㎡以内	1,000㎡を超え 2，０００㎡以内	2,000㎡を超え 5，０００㎡以内	5,000㎡を超え 1万㎡以内	１万㎡を超え ２万㎡以内	２万㎡を超え ４万㎡以内	４万㎡を超え ７万㎡以内	７万㎡を超え １０万㎡以内	１０万㎡を超えるもの
	手数料	13，０００円	２３，０００円	３３，０００円	５１，０００円	７３，０００円	１２０,０００円	１８０,０００円	２７０,０００円	３６０,０００円	４６０,０００円

宅造法１２条 変更許可	変更の種類	①切土等の土地に係る宅地造成に関する工事の計画の変更	②新たに切土等の土地を加える宅地造成に関する工事の計画の変更	③その他の変更
	手数料	切土等の土地の面積｛②に規定する変更を伴う場合（併せて当該計画の変更前の切土等の土地の面積が減少する場合を除く）にあっては当該計画の変更前の切土等土地の面積、当該計画の変更前の切土等の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の切土等の土地の面積から当該減少に係る切土等の土地の面積を減じた面積｝に応じ規定する額（宅造法８条許可手数料参照）に１０分の１を乗じて得た額	新たに加える切土等の土地の面積に応じ、規定する額（宅造法８条許可手数料参照）	１件　12，000 円

※　１件の申請について合算した手数料の額が４６万円を超えるときは、当該手数料の額は４６万とする。

都市計画法第４３条１項 建築許可	面　　積	１，０００㎡未満	１,０００㎡以上 ３,０００㎡未満	３,０００㎡以上 ６,０００㎡未満	６,０００㎡以上 １万㎡未満	１万㎡以上
	手数料	7,７００円	２１，０００円	４４，０００円	７７，０００円	１１０，０００円

都市計画法４７条 開発登録簿の写し交付	用紙１枚 ５１０円

都市計画法３７条 建築承認	１件 ２，０００円

都市計画法４２条１項ただし書	２９，０００円
都市計画法４１条２項ただし書	５４，０００円

都市計画法第４５条 地位承継	面　　積	１万㎡未満	１万㎡以上
	自己用住居	２，１００円	
	自己用業務	２，１００円	３，２００円
	非自己用	２１，０００円	

道路位置指定（指定・廃止・変更）	７７,０００円
道路位置指定図写し交付	２００円
建築基準法第４３条第２項第１号　認定	２７,０００円
建築基準法第４３条第２項第２号　許可	３３,０００円

都市計画法３５条の２ 開発変更許可	Ⅰ	面積変更なし	従前の面積に対応する金額　×１／１０
	Ⅱ	面積減少	変更後の面積に対応する金額　×１／１０
	Ⅲ	面積増	①従前の面積に対応する金額　×１／１０　＋　増えた面積に対応する額
			②増えた面積に対応する金額　（設計変更なしで面積のみ増える場合）
	Ⅳ	面積増減	従前の面積から減少分を差し引いた面積に対応する額　×１／１０　＋増えた面積に対応する額
	Ⅴ	その他の変更	工区変更・工事施工者変更（自己用業務で１ヘクタール以上・非自己用）　予定建築物の変更　¥１２，０００　Ⅰ~Ⅴと同時の場合は加算